

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、及び制度に関する事項

項目	分類 要指導医薬品	一般用医薬品			
		第1類医薬品	第2類医薬品		第3類医薬品
			指定第2類医薬品	第2類医薬品	
定義	一般用医薬品とは異なる「医療用医薬品に準じたカテゴリーの医薬品」であり、医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もなく、一般用医薬品としてのリスクが確定していない薬や、毒薬、劇薬等が該当する。	一般用医薬品の中でも特にリスクが高いため、注意を要する医薬品	一般用医薬品のうち、リスクが比較的高く、注意を要する医薬品	一般用医薬品のうちリスクが比較的高い医薬品	一般用医薬品のうちリスクが比較的低い医薬品
表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品 第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬剤師		薬剤師または登録販売者		
情報提供等	販売時は薬剤師による情報提供が必須となります		必要に応じて情報提供します(努力義務)		法令上の定めはありません
陳列方法	購入者が製品を直接手に取ることはできません		情報提供場所から7mより遠い場合、購入者が製品を直接手に取ることはできません	購入者は製品を直接手に取ることができます	

※その他、濫用の恐れがある医薬品として厚生労働大臣から指定されている医薬品に関しては、販売数量等に制限が設けられています。

※指定第2類医薬品は、禁忌事項も多いため、専門家へのご相談を含めよく確認の上でご購入ください。

※お預かりした個人情報、法律に基づいた警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。

記載事項、制度運用に関するお問合せ 宮本薬局 本部 03-5968-3121 (平日 10:00~17:00 受付)

● 医薬品による健康被害救済制度について ●

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用により入院治療が必要なほどの疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。

【独立行政法人 医薬品医療機器総合機構】 救済制度相談窓口 0120-149-931 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)